

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（総務九）
○独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（経済産業五）

〔告 示〕

○上皇上皇后両陛下は京都府へ行幸啓になる件（宮内庁八）
○皇居東御苑公開要領の一部を改正する件（同九）
○日本国に帰化を許可する件（法務二二）
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働二一）
○出願公表後に品種登録出願が却下された件（農林水産三一）
○園芸施設共済に係る共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件（同三二〇）
○保安林の指定をする件（同三二一）
○保安林の指定を解除する件（同三三六）

○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業一七）

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通九七）
○平成十五年国土交通省告示第九十九号の一部を改正する件（同九八）

○道路に関する件（中国地方整備局四〇七）
○道路に関する件（九州地方整備局四〇）
○道路に関する件（北海道開発局一一〇一七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

証票無効関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省 令

○総務省令第九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）及び政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）、政党助成法（平成六年法律第五号）並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）の規定に基づき、並びに政治資金規正法及び政治資金規正法施行令並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律を
令和元年五月三十一日
政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令
次に掲げる省令の規定中「長」を「中」に改める。
一 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）別記様式（別記第十四号様式）（記載要領）21(4)及び(5)を除く。
二 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）別記様式
三 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）別記様式
附則
この省令は、公布の日から施行する。
総務大臣 石田 真敏

○経済産業省令第五号
独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第三十五条の十一第三項及び第四項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年五月三十一日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 茂木 敏充

独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務実績等報告書） 第五条 機構に係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである</p>	<p>（業務実績等報告書） 第五条 機構に係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、事業計画に定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係る</p>